

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

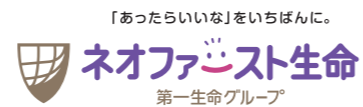
「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**

[受付時間] 9:00～18:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

Webサイトアドレス <https://neofirst.co.jp>

本資料は2020年3月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2018年7月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

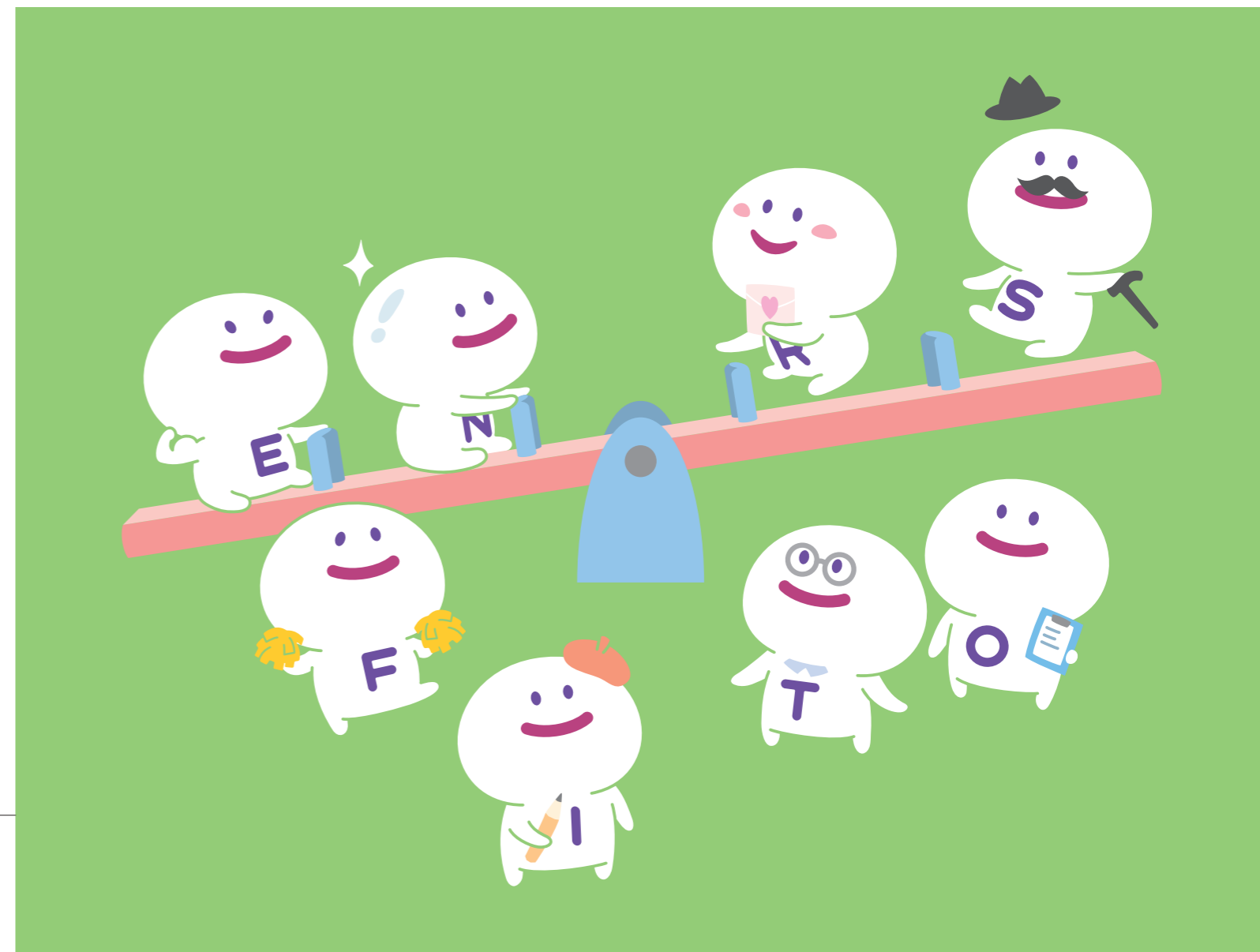
万が一 だけでなく

障害状態 高度障害 三大疾病 にも備えられる!

もしもの時に毎月決まった金額を受け取れる保険



<無解約返戻金型収入保障保険>



ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

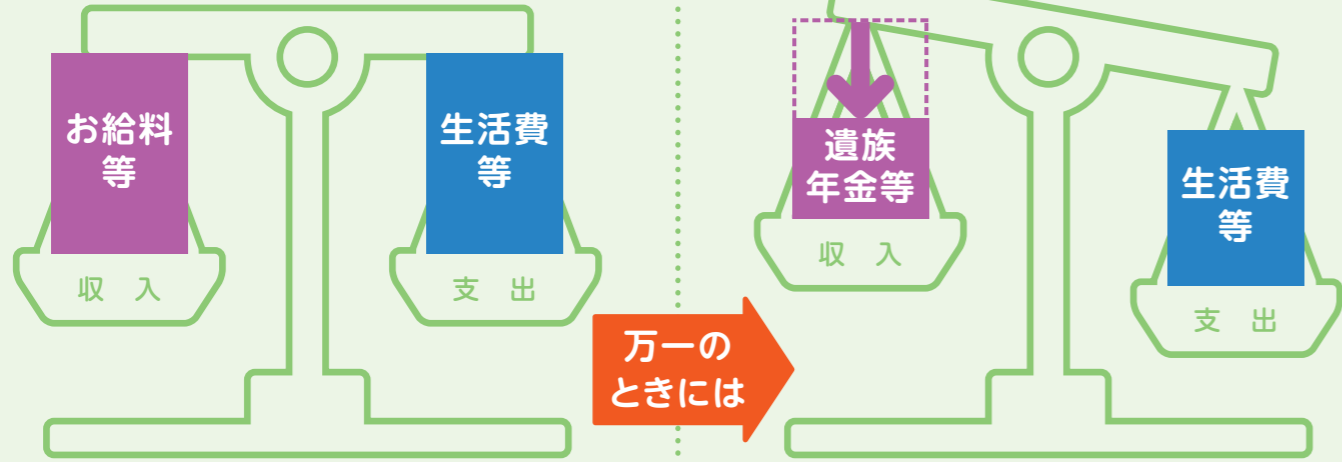
「あつたらいいな」をいちばんに。



収入減少などの「もしも」に備えていますか？

ネオdeしゅうほなら、万ーだけでなく、「障害状態」や「三大疾病」に対する保障も充実！

万ーのとき



元気なときは、収入と支出のバランスがとれていますが…

遺族年金等の公的保障がありますが、遺されたご家族の**生活費が不足してしまう**かもしれません。

<遺族年金の支給額>

	妻と子ども2人	妻と子ども1人
会社員世帯(遺族基礎年金+遺族厚生年金)	月額 約15.5万円	月額 約13.7万円
自営業世帯(遺族基礎年金)	月額 約10.2万円	月額 約 8.3万円

●上記の表は2018年6月時点の公的年金制度にもとづいて作成しています。1,000円未満を切り捨てて表示しています。
 ●遺族厚生年金の年金額は、平成16年の法改正時の年金額計算式を用い、会社員世帯の夫の平均標準報酬月額を40万円、厚生年金の加入期間を25年間(平成15年3月以前を117か月、平成15年4月以降を183か月の合計300か月)として算出しています。
 ●平成15(2003)年4月以降は総報酬制の適用を受けますが本ケースでは賞与総額が全月収の30%として計算しています。
 ※年金額は平成30(2018)年度価格となります。
 ※子どもは18歳到達年度の末日までの子どものほかに、20歳未満で1級・2級の障害状態にある子どもも含まれます。
 上記事例はあくまで一例です。家族構成、国民年金や厚生年金への加入状況などの諸条件により年金額は異なります。ご自身の年金額については所轄の年金事務所等でご確認ください。

万ーへの備え

年金額は、生活費や教育費など、必要な費用から遺族年金を引いた額をご準備されると安心です。

<例:会社員世帯でご遺族が妻と子ども2人の場合>

ご遺族の生活に必要な費用
(例)月額30万円

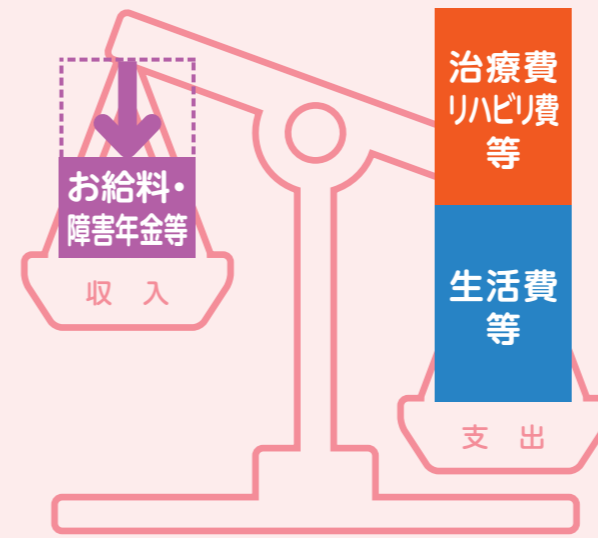
遺族年金
月額約15万円

= 必要保障額
月額約15万円

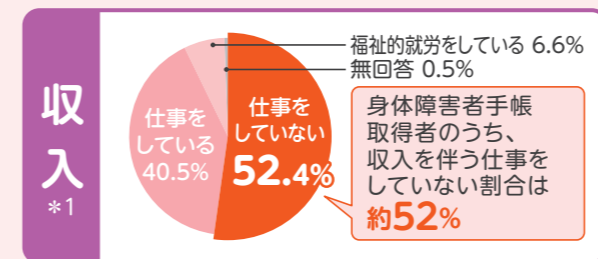
●主契約

➡ 3 ページ

障害状態になると



治療費やリハビリ費などがかかるうえ、働けなくなり**収入が減る**かもしれません。



支出 *2

生活費や住宅ローンに加え、**治療費やリハビリ費、障害福祉サービスなどの利用費**がかかる場合もあります。

障害状態への備え

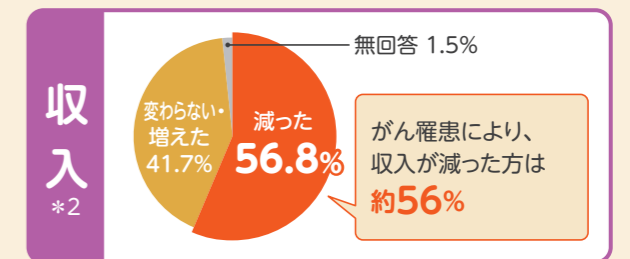
●障害収入保障特則 ➡ 6 ページ

●高度障害収入保障特則 ➡ 6 ページ

がんなどの三大疾病になると



治療費がかかるうえ、休職・退職などで**収入が減る**かもしれません。



支出 *3

1年間のがんの治療費の平均費用

大腸がん	126万円	肺がん	108万円	乳がん	66万円
------	-------	-----	-------	-----	------

三大疾病への備え

●特定疾病収入保障特則(2018) ➡ 8 ページ

●特定疾病保険料払込免除特約(2018) ➡ 10 ページ

*1 出典:東京都福祉保健局「平成25年度 障害者の生活実態」より(データは18歳以上65歳未満)
 *2 出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年)より(個人の収入)
 *3 出典:厚生労働省 第3次がん総合戦略研究事業「がんの医療経済的な解析を踏まえた患者負担の在り方に関する研究」2012年度 報告書より

しくみと特長
 障害状態への備え
 三大疾病への備え
 年金受取の注意点・保険料払込免除
 適用する保険料率(健康診断特約について)
 年金のお受け取りについて
 税務の取り扱いについて
 Q & A
 月払保険料例

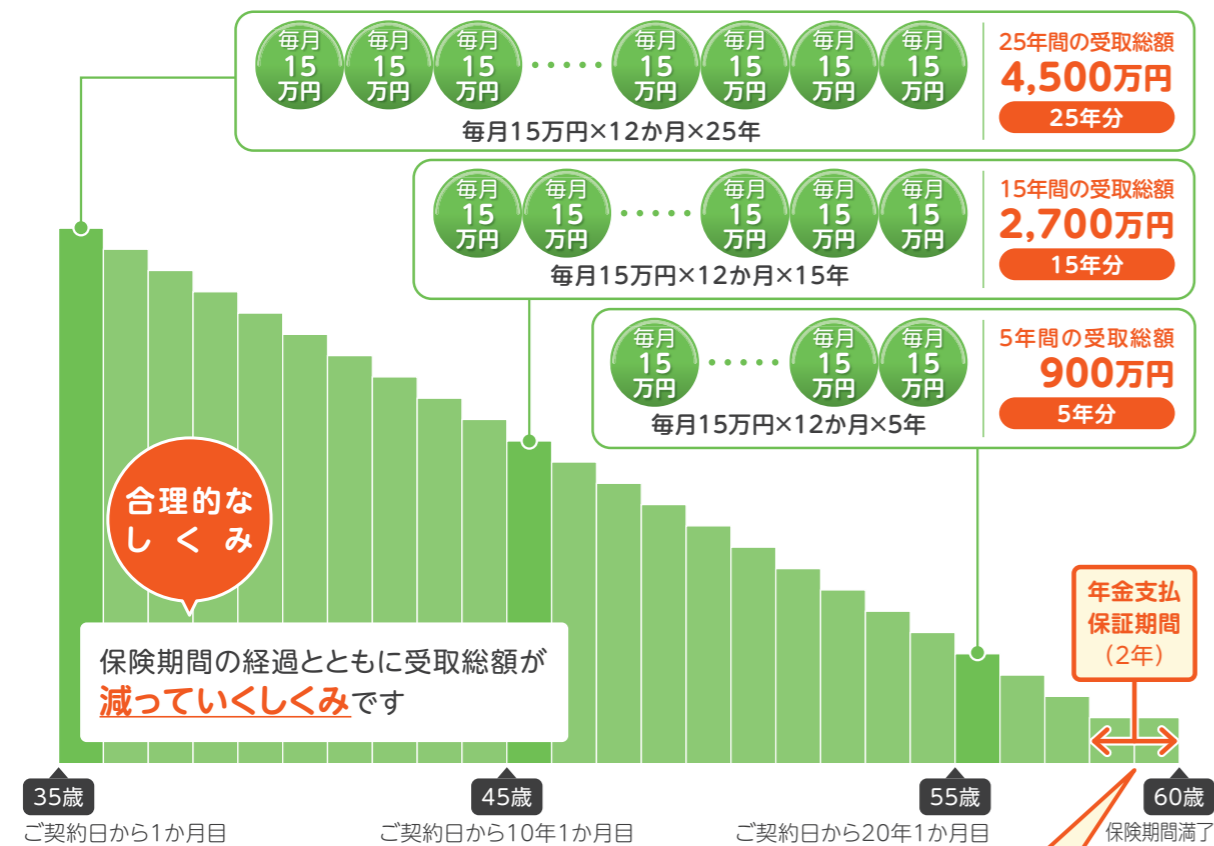
ネオdeしゅうほのしくみと特長

主契約(万ーのとき)

万ーのときに保険期間満了まで
収入保障年金を毎月お受け取りいただけます。

■支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額の推移(イメージ)

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
●高度障害収入保障特則適用 ●特定疾病保険料払込免除特約(2018)(Ⅲ型)付加 ●非喫煙者健康体保険料率
●月払保険料:2,933円



年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間(年金支払保証期間)があります。
●年金支払保証期間は契約時に2年または5年をお選びいただけます。

年金支払保証期間

(例) ●保険期間:60歳まで
●年金支払保証期間:2年
●59歳(ご契約日から24年1か月目)で支払事由該当

2年間保証 年金月額15万円×12か月×2年 年金受取総額 **360万円**

※本商品は保険期間を通じて解約返戻金はありません。 ※年金の受取開始後は保険料のお払込みは不要です。

リビング・ニーズ特約(2018) 被保険者さまが余命6か月以内と判断されたとき、将来の年金に代えて、リビング・ニーズ保険金をお受け取りいただけます。

健康体割引特約 所定の基準を満たした場合、健康体割引特約を付加することができます。保険料が割引になります。 ➡11・12ページ

※詳細は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

必要に応じて保障をプラス

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.23~P.24「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

オプション① 生活を支える資金として

万ーに加え、障害状態、三大疾病への備えをお選びいただけます。

障害状態に対する備え

- 障害収入保障特則**
障害状態になった場合に備えることができます。 ➡6ページ
- または
- 高度障害収入保障特則**
所定の高度障害状態になった場合に備えることができます。 ➡6ページ

三大疾病に対する備え

- 特定疾病収入保障特則(2018)**
三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)に備えることができます。 ➡8ページ

「障害収入保障特則」と「高度障害収入保障特則」をあわせて適用することはできません。

オプション② 保険料の負担軽減として

付加しない、もしくは次の3つの型(I型~Ⅲ型)からお選びいただけます。

特定疾病保険料払込免除特約(2018)
特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要になります。 ➡10ページ

■保険料払込免除となる事由は以下のとおりです。

	保険料払込免除の対象		保険料払込免除の対象外	
<input checked="" type="checkbox"/> I 型	がん	急性心筋梗塞	脳卒中	
	上皮内がん	心疾患	脳血管疾患	
<input checked="" type="checkbox"/> II 型	がん	急性心筋梗塞	脳卒中	
	上皮内がん	心疾患	脳血管疾患	
<input checked="" type="checkbox"/> III 型	がん	急性心筋梗塞	脳卒中	
	上皮内がん	心疾患	脳血管疾患	

「特定疾病収入保障特則(2018)」を適用される場合、「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」I型を選択することはできません。

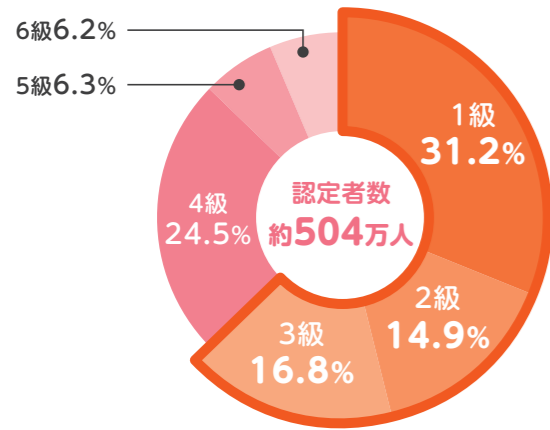
しくみと特長
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取の注意点・保険料払込免除
適用する保険料率(健康体割引特約について)
年金のお受け取りについて
税務の取り扱い
Q&A
月払保険料例



病気やケガによる障害状態への備えは万全ですか？

身体障害者手帳の認定者数はどのくらい？

■障害程度等級別の認定者数の割合(18歳以上)



1級～3級は約317万人で約63%

新規認定者数(1級～3級)は年間17.4万人、1日あたり478人。

出典:厚生労働省「平成28年度 福祉行政報告例」より

身体障害者手帳3級ってどんな状態？

たとえば障害収入保障年金の支払対象となる「身体障害者手帳3級」に該当する状態とは、以下のような障害程度となります(身体障害者障害程度等級3級の一例です)。

視覚障害	視力の良い方の眼の視力(矯正視力)が 0.04以上0.07以下
聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90デシベル以上 (耳のそばで大声を出さないと理解できない)
上肢	両上肢の おや指とひとさし指を欠くもの または 一上肢の すべての指を欠くもの または 一上肢の機能の 著しい障害
下肢	一下肢を 大腿の2分の1以上で欠くもの または 一下肢の機能を 全廃したもの
心臓	心臓の機能の障害により家庭内での 日常生活活動が著しく制限されるもの

このほか、呼吸器や腎臓などの機能の障害により家庭内での**日常生活活動が著しく制限されるもの**などが該当します。

等級別の状態

たとえば… 体幹の機能障害により、

- 腰掛け、正座、横座り、あぐらの**いずれもできない**(1級)
- 10分以上**座ってられない、立ってられない**(2級)
- 100m以上**歩くことができない**(3級)

出典:「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」、厚生労働省「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害者認定基準)について」より

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.23～P.24「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



障害状態への備え



障害収入保障特則

- 受取人:被保険者
- 年金受取額:収入保障年金と同額
- 年金受取期間:保険期間満了まで

被保険者が身体障害者福祉法に定める1級～3級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付があったとき、**障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取り**いただけます(年金受取額は、収入保障年金と同額です)。

また**以後の保険料のお払込みは不要**です。

■障害収入保障特則適用時の年金受取イメージ

もしも40歳で障害状態になって働けなくなったら…

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで

●年金支払保証期間:2年 ●非喫煙者健康体保険料率 ●障害収入保障特則適用 ●月払保険料:4,547円



または



高度障害収入保障特則

- 受取人:被保険者
- 年金受取額:収入保障年金と同額
- 年金受取期間:保険期間満了まで

被保険者が**所定の高度障害状態***に該当したとき、**高度障害収入保障年金を保険期間満了までお受け取り**いただけます(年金受取額は、収入保障年金と同額です)。

また**以後の保険料のお払込みは不要**です。

* 所定の高度障害状態についてはP.18および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



「障害収入保障特則」と「高度障害収入保障特則」をあわせて適用することはできません。

※年金受取期間中に被保険者が死亡された場合には、障害収入保障年金または高度障害収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します。



がんなどの三大疾病への備えは万全ですか？

三大疾病になると

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」は、患者数も多く、日本人の死因としても上位を占めています。

高額な治療費と長期間の療養が必要な場合が多く、収入に影響が出たり、退職することもあります。

■三大疾病の総患者数

がん(悪性新生物)
162.6万人

急性心筋梗塞
3.3万人

脳卒中
104.0万人

三大疾病合計
269.9万人



出典:厚生労働省「平成26年 患者調査」より

がんによる収入への影響や退職率はどのくらい？

■がん罹患による収入への影響の有無

がん罹患により、収入が減った方は

約 56%

■家計を維持するための取組(複数回答)

貯蓄を切り崩した

50.4%

生活水準を落とした

23.5%

出典:東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書(平成26年)より(個人の収入)

■過去3年間の病気休職制度利用者の退職率

がん罹患による退職率は

42.7%

出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成25年 メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」より

三大疾病になっても、生活費は変わらずかかります。さらに、治療費や通院にかかる費用以外にも、**出費がかさむ**ことも…

今までできていた家事ができないことも…



生活費

住宅ローン返済費

教育費

+

治療費

通院費

+

毎週1回3時間
家事代行を頼む場合*
約22,000円/月

* (株)タスカジの料金カテゴリ1、定期依頼(1回3時間、月に4回の場合)。

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.23~P.24「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



三大疾病への備え

特定疾病収入保障特則(2018)

- 受取人:被保険者
- 年金受取額:収入保障年金と同額
- 年金受取期間:保険期間満了まで

被保険者が「所定のがん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により所定の事由に該当したとき、**特定疾病収入保障年金**を**保険期間満了までお受け取り**いただけます。また**以後の保険料のお払込みは不要**です。

■所定の事由

疾病	年金支払事由	
がん	初めて医師により所定のがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(上皮内がんは含まない)	
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞の治療を目的として、 継続20日以上入院 をしたとき	または 治療を直接の目的として、 病院または診療所で 手術 を受けたとき
脳卒中	脳卒中の治療を目的として、 継続20日以上入院 をしたとき	

※責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、所定の事由に該当しません。

■特定疾病収入保障特則(2018)適用時の年金受取イメージ

もしも40歳で所定のがんと診断確定されて働けなくなったら…

- [ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●非喫煙者健康体保険料率 ●特定疾病収入保障特則(2018)適用 ●月払保険料:7,940円



⚠ 「特定疾病収入保障特則(2018)」を適用される場合、「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」I型を選択することはできません。

※年金受取期間中に被保険者が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します。

各特則適用時の年金受取の注意点

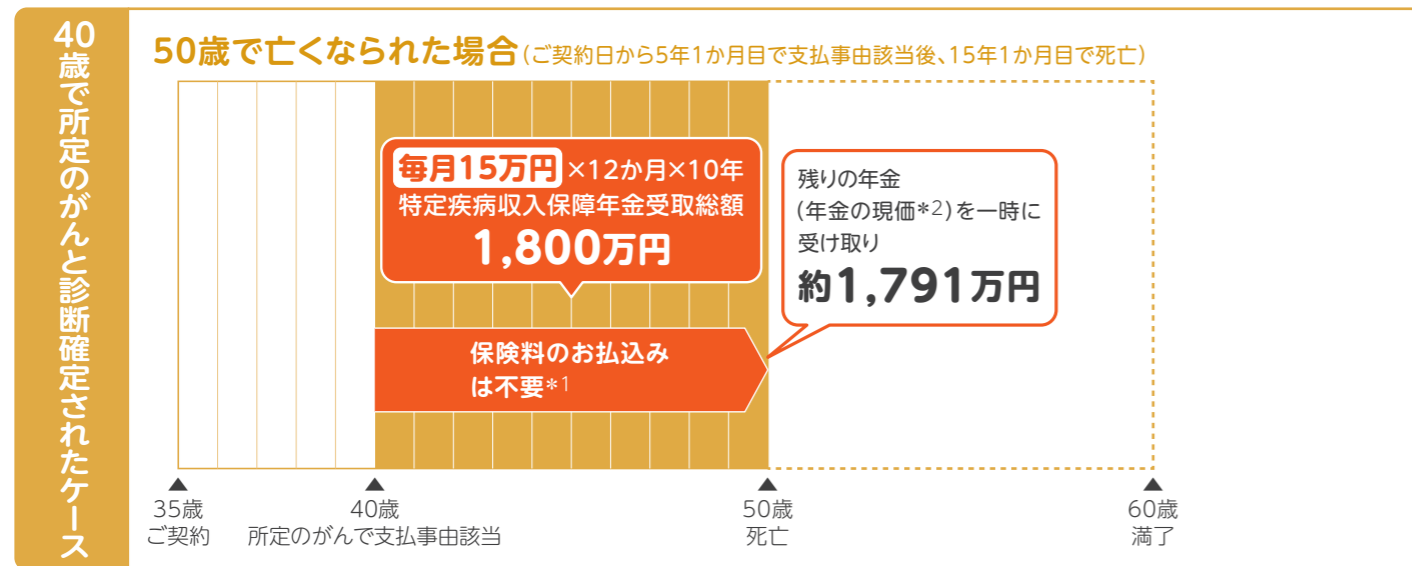


高度障害収入保障特則 障害収入保障特則 特定疾病収入保障特則(2018)

に共通の取り扱いです。

たとえば、特定疾病収入保障年金が支払われている間に被保険者が死亡された場合には、特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を一時にお支払いし、ご契約は消滅します(収入保障年金のお支払いはありません)。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●非喫煙者健康体保険料率 ●特定疾病収入保障特則(2018)適用 ●月払保険料:7,940円



*1 特定疾病収入保障年金支払開始後は保険料のお払込みは不要です。
*2 年金の現価とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
*収入保障年金と特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。

年金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、P.23~P.24「お申し込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



保険料払込免除

特定疾病保険料払込免除特約(2018)

被保険者が特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の**保険料のお払込みは不要**です。お払込みが免除となる所定の事由を以下の**I型~III型**の中からお選びいただけます。

疾病[保険料払込免除となる事由]	■ 保険料払込免除の対象			■ 保険料払込免除の対象外		
	I型	II型	III型	I型	II型	III型
がん [初めて医師により診断確定されたとき]	がん	がん	がん	上皮内がん	上皮内がん	上皮内がん
心疾患 [継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき]	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	心疾患	心疾患	心疾患
脳血管疾患 [継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき]	脳卒中	脳卒中	脳卒中	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患

*主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがん*と診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。
*II型・III型の場合、上皮内がんを含みます。

⚠ 「特定疾病収入保障特則(2018)」「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」の**支払対象となる疾病**、または**保険料払込の免除となる疾病**は以下のとおりです。

	がん	上皮内がん等	心疾患		脳血管疾患	
			急性心筋梗塞	脳卒中	脳卒中	
特定疾病収入保障特則(2018)	○	×	×	○	×	○
特定疾病保険料払込免除特約(2018)	I型	×	×	○	×	○
	II型	○	○	×	○	○
	III型	○	○	○	○	○

⚠ 「特定疾病収入保障特則(2018)」を適用される場合、「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」I型を選択することはできません。
⚠ 「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」II型・III型の保険料払込免除事由は、「特定疾病収入保障特則(2018)」と保障範囲が異なります。

たとえば、上皮内がんと診断確定された場合、「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」II型・III型では保険料払込免除の対象となりますが、「特定疾病収入保障特則(2018)」の支払事由に該当しないため、特定疾病収入保障年金をお受け取りいただくことはできません。

適用する保険料率(健康体割引特約)について

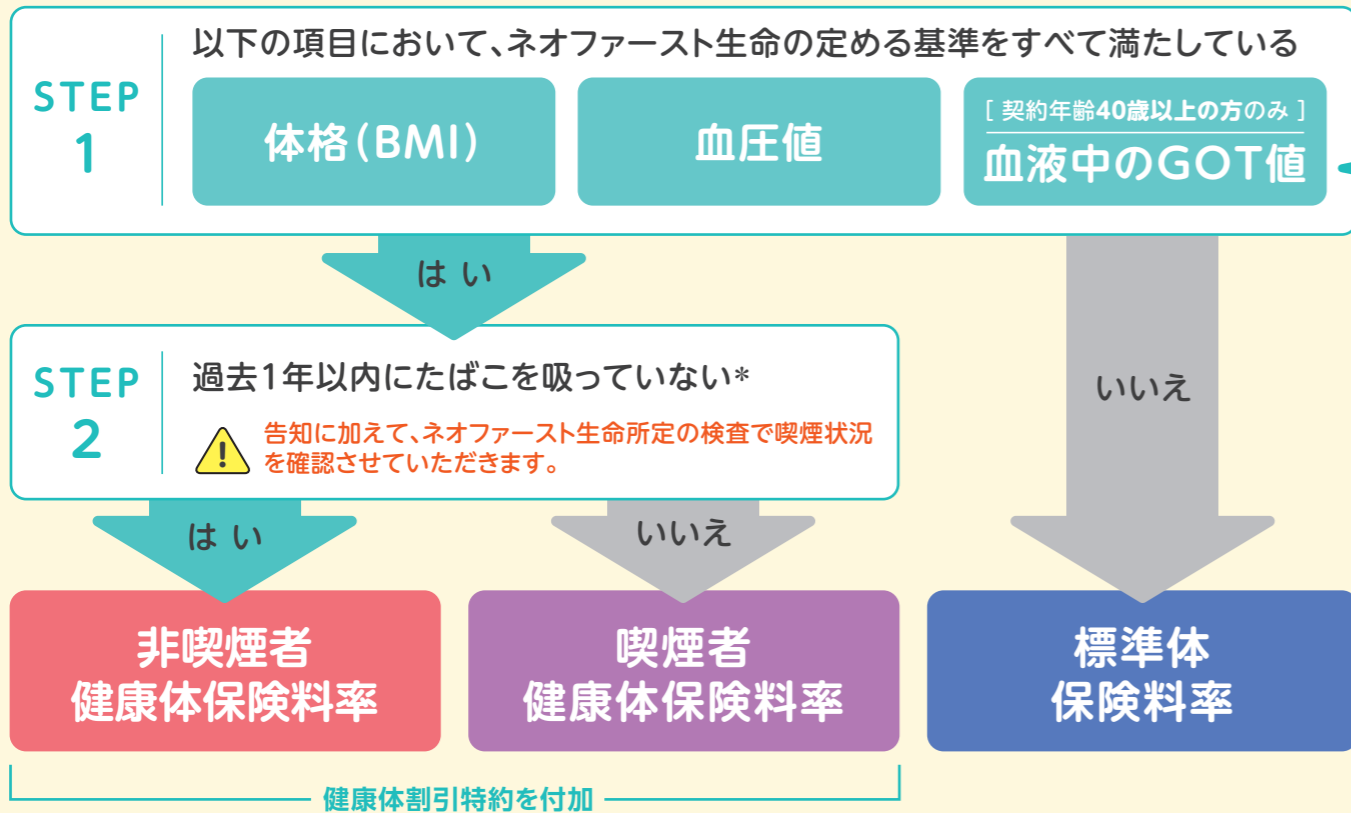


健康体割引特約

被保険者の健康状態や喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たしている場合、満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。

保険料率は被保険者の状態に応じて **非喫煙者健康体保険料率** **喫煙者健康体保険料率** **標準体保険料率** の3種類のいずれかを適用します。

適用保険料率決定の流れ



⚠ お申し込みの際は、適用される保険料率にかかわらず、健康診断書等のご提出が必要です。

* たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。受動喫煙(副流煙)などの影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

<月払保険料例>

[ご契約例] ●年金額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年 ●保険料払込方法:月払

契約年齢	非喫煙者健康体保険料率		喫煙者健康体保険料率		標準体保険料率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	3,046円	1,800円	4,053円	3,585円	4,896円	3,667円
30歳	2,746円	1,985円	3,685円	3,649円	4,651円	3,776円
40歳	2,632円	2,195円	4,133円	3,387円	4,714円	3,639円

※本商品において健康体割引特約を付加しない場合の保険料率のことを「標準体保険料率」といいます。
 ※健康体割引特約における「健康体」とは、本商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。

基準 1

体格(BMI): 18以上27未満

BMI(ボディ・マス・インデックス)とは身長と体重のバランスを判断する指標です。

$$BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$

■BMIの基準を満たす身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	46	49	52	55	58	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	68	73	77	82	87	92	97

- 健康診断書等にBMIの値がある場合はその数値となります。
- 健康診断書等にBMIの値がない場合は健康診断書等に記載の身長・体重をもとに以下の計算で数値を算出します。
 - ・体重(kg)は小数点第1位以下を切り捨て
 - ・身長(m)は小数点第3位以下を切り捨て
 - ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ

基準 2

血圧値: 以下の範囲内であること

契約年齢	最低血圧値	最高血圧値
20歳以上50歳未満	90mmHg未満	140mmHg未満
50歳以上	100mmHg未満	150mmHg未満

基準 3

[契約年齢40歳以上の方のみ] 血液中のGOT値: 30U/L以下

GOT値とは...

GOTとは、「グルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミナーゼ」という、肝臓に多く含まれる酵素のことです。一般的にはこの酵素が増えると肝臓の働きが弱まっていることを意味します。

※上記基準の数値は健康診断書等に記載されている数値で判定します(告知書に記載の数値ではありません)。

年金のお受け取りについて

対象となる年金 収入保障年金／高度障害収入保障年金／障害収入保障年金／
特定疾病収入保障年金

年金のお受け取り方法は状況に応じてご選択いただけます。

[ご契約例] ●契約年齢:35歳 ●男性 ●年金月額:15万円 ●保険期間・保険料払込期間:60歳まで ●年金支払保証期間:2年
被保険者さまが40歳(ご契約から5年1か月目)で支払事由に該当された場合の例です。

1 毎月お受け取りいただく場合

- 出費の多いライフイベントの予定がない場合
- 大きな出費に備えた貯蓄がある場合

など



保険期間の満了まで年金を毎月お受け取りいただけます。



毎月15万円×12か月×20年 年金受取総額 **3,600万円**

2 全額を一時金でお受け取りいただく場合

- お子さまの進学など、出費の多いライフイベントが控えている場合
- がんなどの高額な治療費が必要な場合や
障害状態にあわせ家のリフォームをする場合

など



毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の現価を一時金としてお受け取りいただけます。



一時金 **約3,538万円**

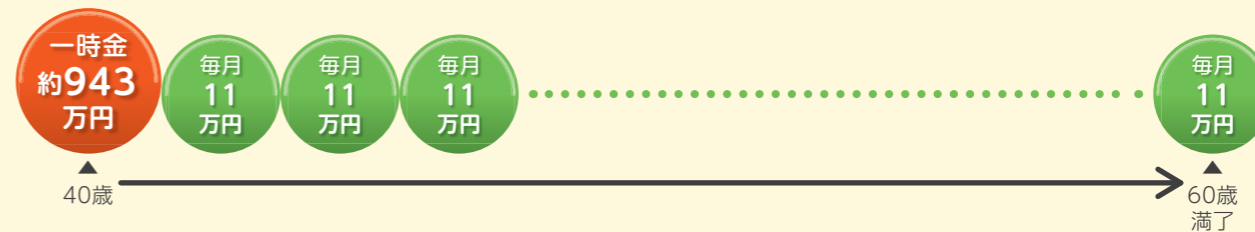
3 毎月の年金受け取りと一時金受け取りを組み合わせる場合

- お子さまの独立など予想できるライフイベントに合わせて一時金を受け取りたい場合

など



[3-1] 年金開始時に年金の一部を一時金として、残りを毎月年金としてお受け取りいただけます。



受取総額 **約3,583万円**

[3-2] まとまった資金が必要な時点で残りの年金を一時金としてお受け取りいただけます。



受取総額 **約3,591万円**

[3-3] 年金の一部を一時金として、複数回お受け取りいただくこともできます。



受取総額 **約3,580万円**

※収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく方法や全額を一時にお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただけます。年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合、将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回るときには、お取り扱いできません)。

しくみと特長
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取の注意点・保険料払込免除
適用する保険料率(健康体割特約について)
年金のお受け取りについて
税務の取り扱い
Q & A
月払保険料例

税務の取り扱いについて

払込保険料

お払い込みいただいた保険料は、お払い込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象となります。

収入保障年金

契約者(保険料負担者)・被保険者と収入保障年金受取人の関係によって、つぎのとおり収入保障年金に対する税金が異なります。

契約例			年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
契約者	被保険者	年金受取人	死亡時	毎年の年金受取時	
契約者と被保険者が同一の場合			相続税 (年金の評価額に 対して課税)	所得税(雑所得) + 住民税	相続税
本人	本人	配偶者			
契約者と年金受取人が同一の場合					
本人	配偶者	本人	-		所得税(一時所得) + 住民税
契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合			贈与税 (年金の評価額に 対して課税)		贈与税
本人	配偶者	子			

高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金

高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

上記、税務上の取り扱いについては、2018年6月現在のものです。今後、税制の変更等にとともに、記載の内容が変更となることがあります。
また、個別の税務等詳細については所轄の税務署等にご確認ください。

Q&A

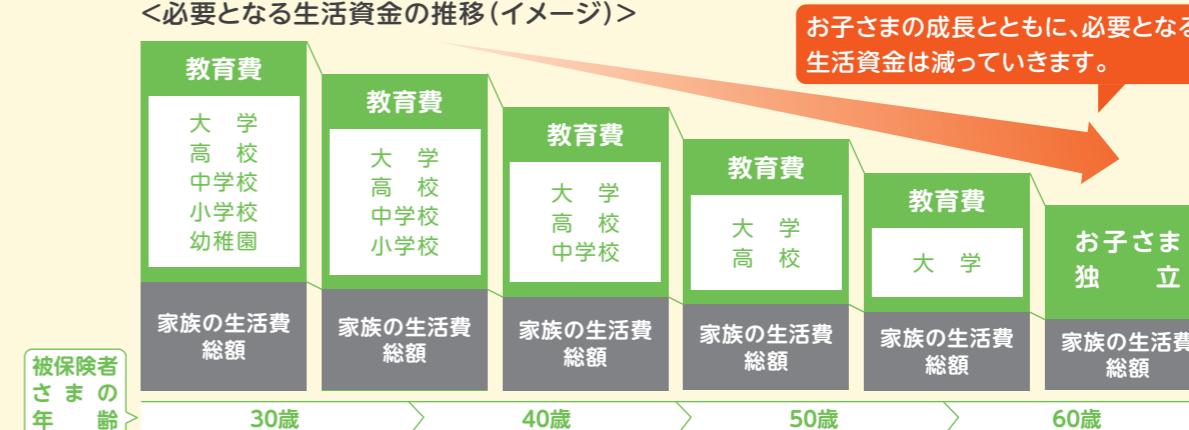


Q1 保険期間はどのように決めれば良いでしょうか。

A1 ●保険期間は、定年のタイミングやお子さまの独立など、経済的な保障を必要とする期間に応じて設定いただけます。

お子さまがいらっしゃる家庭では一般的に将来にわたり必要となる生活資金はお子さまの成長とともに減少します。保険期間の経過とともに受取総額が減少するため、合理的に保障を確保することができます。

<必要となる生活資金の推移(イメージ)>



Q2 申し込みの際には医師による診査が必要なのでしょうか？

A2 医師による診査は不要です。健康診断書および告知書をご提出いただけます。非喫煙者健康体保険料率でのお申し込みの場合は、ネオファースト生命所定の検査も必要となります。



Q3 障害収入保障年金の支払要件である「身体障害者手帳」とは？

A3 「身体障害者手帳」は、身体に不自由があり、身体障害者福祉法に定められている障害に該当すると認められる場合に交付されます。手帳を交付されることによって、手当や医療費の助成、公共料金の減免・料金の割引等の各種福祉サービスを受けることができます。

根拠となる法律	身体障害者福祉法
等級の視点	障害の程度（重さ）
給付内容	以下のような福祉サービス。地域・障害程度によって異なります。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害手当などの支給や医療費の助成 ・公共料金の減免・割引等 ・交通機関の費用の免除・割引 ・税金の減額・免除 ・タクシー・ガソリン代の助成など ・生活サービス（会話補助装置や介護用ベッドなど） ・補装具、日常生活用具（人工肛門や人工膀胱など）
手続き	申請書に診断書等必要書類を添えて、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口へ申請します。
手帳交付までの日数	市区町村の窓口へ申請。通常1か月程度ですが、場合によっては日数がかかることがあります。

障害のある方への制度として、「身体障害者手帳」のほかに、国民年金法等にもとづき支給される「障害年金」があります。「障害年金」は公的年金に加入し、一定の保険料納付要件を満たし、かつ、障害の状態などの障害年金の受給要件を満たしている方が受けられます。受給要件や障害等級なども「身体障害者手帳」とは異なります。

身体障害者手帳交付事例

●身体障害者手帳2級交付の事例



高速道路を走行中交通事故に遭い、広範囲に飛び散った細かなガラスの破片で両眼が傷つき、視力が低下。良い方の眼の視力が0.03となり、日常生活は家族の援助が必要な状態で、2級の身体障害者手帳が交付された。

●身体障害者手帳3級交付の事例



会社の健康診断で心拍数が遅いと指摘され、その後めまい、生あくび、ふらつき等が出現。受診したところ洞不全症候群*と診断され、ペースメーカーを植え込んだ。家庭内の日常生活が著しく制限されており、3級の身体障害者手帳が交付された。
 * 洞不全症候群：重篤な徐脈性不整脈のひとつ。

監修：YORISOU社会保険労務士法人

Q4 「障害収入保障特則」と「高度障害収入保障特則」の年金の支払事由の違いは？

A4 ●「障害収入保障特則」の年金の支払事由は以下のとおりです。

・身体障害者福祉法に定める1級～3級までの障害に該当し、身体障害者手帳を交付された

たとえば・・・



<視覚障害>

- 1級：視力の良い方の眼の視力（矯正視力）が0.01以下
- 2級：視力の良い方の眼の視力（矯正視力）が0.02以上0.03以下 等
- 3級：視力の良い方の眼の視力（矯正視力）が0.04以上0.07以下 等

●「高度障害収入保障特則」の年金の支払事由は、以下のとおりです。

・責任開始期以後に発生した疾病または傷害を原因として、以下の状態に該当

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの
- (5) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- (7) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- (8) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- (9) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- (10) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- (11) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの
- (12) 1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

たとえば・・・



両眼の視力を全く永久に失ったもの
 （視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合）

・ネオファースト生命所定の状態であり、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。高度障害状態に該当しない場合など、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

月払保険料例 男性

●年金額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

非喫煙者健康体保険料率

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型					
	特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり	
		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	
20	2,031	2,734	4,784	5,103	2,099	2,829	4,845	5,176		
21	1,968	2,698	4,758	5,088	2,035	2,794	4,821	5,163		
22	1,915	2,674	4,743	5,089	1,982	2,770	4,807	5,165		
23	1,873	2,664	4,737	5,100	1,940	2,762	4,803	5,179		
24	1,843	2,667	4,747	5,128	1,910	2,766	4,814	5,209		
25	1,824	2,684	4,768	5,166	1,891	2,786	4,837	5,250		
26	1,815	2,716	4,807	5,217	1,884	2,820	4,878	5,304		
27	1,817	2,743	4,865	5,280	1,887	2,850	4,939	5,371		
28	1,823	2,767	4,933	5,351	1,895	2,877	5,010	5,446		
29	1,829	2,792	5,007	5,432	1,903	2,905	5,087	5,531		
30	1,831	2,820	5,073	5,510	1,906	2,937	5,156	5,612		
31	1,832	2,861	5,132	5,582	1,909	2,981	5,219	5,688		
32	1,828	2,906	5,184	5,646	1,907	3,030	5,273	5,756		
33	1,820	2,952	5,227	5,701	1,900	3,080	5,319	5,814		
34	1,810	2,994	5,274	5,752	1,891	3,126	5,369	5,869		
35	1,800	3,031	5,327	5,804	1,883	3,167	5,425	5,926		
36	1,794	3,069	5,412	5,879	1,878	3,209	5,514	6,005		
37	1,788	3,102	5,507	5,962	1,874	3,245	5,612	6,092		
38	1,783	3,130	5,605	6,049	1,871	3,278	5,714	6,183		
39	1,776	3,157	5,702	6,139	1,866	3,309	5,813	6,278		
40	1,754	3,137	5,744	6,182	1,844	3,289	5,856	6,321		
41	1,848	3,275	5,824	6,271	1,958	3,450	5,939	6,414		
42	1,937	3,417	5,897	6,362	2,069	3,617	6,015	6,508		
43	2,026	3,561	5,962	6,451	2,181	3,786	6,082	6,599		
44	2,111	3,697	6,015	6,530	2,290	3,949	6,138	6,681		
45	2,197	3,825	6,052	6,587	2,398	4,101	6,176	6,740		
46	2,280	3,938	6,064	6,610	2,504	4,237	6,188	6,763		
47	2,365	4,038	6,052	6,592	2,612	4,359	6,175	6,743		
48	2,425	4,100	6,008	6,532	2,690	4,439	6,128	6,679		
49	2,389	4,057	5,940	6,436	2,651	4,392	6,055	6,578		
50	2,358	4,082	6,138	6,611	2,624	4,425	6,259	6,760		

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型					
	特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり	
		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	
20	2,520	3,606	6,218	6,659	2,637	3,778	6,337	6,801		
21	2,464	3,592	6,233	6,689	2,582	3,768	6,355	6,836		
22	2,420	3,592	6,260	6,738	2,538	3,771	6,386	6,890		
23	2,386	3,608	6,296	6,796	2,506	3,791	6,426	6,953		
24	2,367	3,638	6,352	6,876	2,488	3,827	6,487	7,039		
25	2,359	3,686	6,426	6,972	2,483	3,880	6,565	7,142		
26	2,364	3,750	6,516	7,080	2,491	3,951	6,662	7,258		
27	2,380	3,810	6,630	7,204	2,511	4,019	6,782	7,390		
28	2,401	3,867	6,759	7,342	2,536	4,084	6,918	7,537		
29	2,421	3,928	6,895	7,491	2,562	4,153	7,062	7,696		
30	2,438	3,994	7,026	7,640	2,583	4,227	7,201	7,854		
31	2,456	4,075	7,151	7,785	2,606	4,319	7,334	8,009		
32	2,469	4,164	7,272	7,925	2,624	4,417	7,462	8,158		
33	2,479	4,255	7,386	8,058	2,638	4,518	7,584	8,302		
34	2,487	4,344	7,507	8,189	2,651	4,618	7,713	8,444		
35	2,495	4,428	7,635	8,324	2,664	4,713	7,851	8,590		
36	2,509	4,519	7,801	8,486	2,685	4,816	8,026	8,765		
37	2,525	4,605	7,981	8,661	2,707	4,915	8,217	8,953		
38	2,543	4,690	8,167	8,841	2,730	5,013	8,412	9,146		
39	2,559	4,776	8,354	9,031	2,753	5,113	8,610	9,348		
40	2,549	4,790	8,458	9,146	2,745	5,133	8,719	9,470		
41	2,659	4,984	8,635	9,341	2,884	5,363	8,906	9,678		
42	2,764	5,184	8,807	9,543	3,017	5,598	9,088	9,893		
43	2,869	5,386	8,973	9,746	3,151	5,840	9,265	10,109		
44	2,970	5,583	9,131	9,943	3,284	6,077	9,435	10,320		
45	3,071	5,771	9,275	10,120	3,416	6,304	9,589	10,510		
46	3,168	5,943	9,397	10,265	3,544	6,514	9,720	10,665		
47	3,269	6,104	9,496	10,369	3,676	6,711	9,825	10,777		
48	3,345	6,230	9,566	10,433	3,778	6,866	9,900	10,847		
49	3,338	6,262	9,615	10,463	3,773	6,903	9,950	10,881		
50	3,342	6,416	10,137	10,973	3,799	7,104	10,507	11,432		
51	3,326	6,438	10,114	10,954	3,780	7,126	10,479	11,412		
52	3,311	6,463	10,069	10,940	3,763	7,151	10,429	11,396		
53	3,293	6,467	9,992	10,915	3,741	7,152	10,346	11,368		
54	3,271	6,419	9,871	10,848	3,714	7,096	10,217	11,293		
55	3,241	6,296	9,690	10,692	3,674	6,955	10,024	11,122		

●契約日が2018年9月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により決まります。●記載以外の保障内容の保険料については、代理店の募集人またはネオファースト生命へご確認ください。ご契約のお引き受けの条件および保険料に関する内容等については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。●保険料率の詳細についてはP.11~P.12をご確認ください。

(単位:円)

標準体保険料率

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型					
	特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり	
		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	
20	3,264	4,567	7,425	7,846	3,430	4,793	7,580	8,024		
21	3,204	4,561	7,517	7,959	3,374	4,795	7,680	8,146		
22	3,155	4,569	7,630	8,094	3,328	4,812	7,800	8,290		
23	3,115	4,590	7,737	8,225	3,292	4,841	7,915	8,430		
24	3,085	4,625	7,832	8,346	3,267	4,885	8,017	8,560		
25	3,066	4,676	7,913	8,446	3,251	4,944	8,105	8,669		
26	3,056	4,739	7,979	8,525	3,245	5,014	8,178	8,757		
27	3,056	4,787	8,039	8,596	3,248	5,068	8,244	8,835		
28	3,065	4,829	8,095	8,664	3,259	5,116	8,307	8,911		
29	3,080	4,871	8,159	8,738	3,278	5,165	8,377	8,993		
30	3,101	4,921	8,231	8,829	3,304	5,222	8,457	9,092		
31	3,132	4,992	8,323	8,938	3,341	5,302	8,557	9,211		
32	3,163	5,071	8,433	9,065	3,378	5,392	8,675	9,349		
33	3,191	5,152	8,554	9,203	3,413	5,485	8,806	9,499		
34	3,213	5,227	8,692	9,347	3,443	5,574	8,955	9,657		
35	3,225	5,293	8,842	9,494	3,461	5,654	9,117	9,818		
36	3,229	5,360	9,024	9,664	3,474	5,734	9,312	10,003		
37	3,221	5,419	9,211	9,831	3,473	5,807	9,511	10,184		
38	3,203	5,471	9,394	9,998	3,461	5,873	9,706	10,364		
39	3,175	5,522	9,567	10,161	3,438	5,937	9,889	10,539		
40	3,143	5,575	9,724	10,317	3,410	6,002	10,055	10,705		
41	3,213	5,740	9,856	10,462	3,506	6,200	10,196	10,859		
42	3,283	5,909	9,966	10,597	3,605	6,404	10,314	11,003		
43	3,360	6,075	10,048	10,714	3,711	6,605	10,403	11,128		
44	3,444	6,227	10,094	10,794	3,824	6,791	10,455	11,214		
45	3,539	6,359	10,088	10,814	3,945	6,951	10,450	11,236		
46	3,641	6,459	10,014	10,753	4,073	7,074	10,373	11,170		
47	3,752	6,532	9,871	10,601	4,205	7,163	10,220	11,006		
48	3,836	6,554	9,662	10,361	4,303	7,188	9,994	10,748		
49	3,815	6,462	9,397	10,055	4,268	7,073	9,708	10,419		
50	3,827	6,497	9,097	9,719	4,265	7,082	9,382	10,056		

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型					
	特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病 収入保障特則(2018)なし		特定疾病 収入保障特則(2018)あり	
		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり		障害 収入保障特則あり	高度障害 収入保障特則あり	障害 収入保障特則あり	
20	4,129	6,056	9,715	10,289	4,422	6,467	10,009	10,625		
21	4,087	6,093	9,882	10,483	4,389	6,522	10,191	10,837		
22	4,056	6,145	10,074	10,703	4,368	6,593	10,398	11,076		
23	4,037	6,214	10,258	10,918	4,358	6,681	10,597	11,309		
24	4,029	6,301	10,434	11,129	4,361	6,786	10,789	11,540		
25	4,034	6,405	10,602	11,322	4,375	6,909	10,973	11,752		
26	4,050	6,525	10,753	11,493	4,400	7,047	11,139	11,943		
27	4,076	6,631	10,901	11,659	4,437	7,169	11,303	12,127		
28	4,113	6,733	11,051	11,828	4,484	7,288	11,470	12,316		
29	4,158	6,837	11,212	12,008	4,540	7,411	11,647	12,515		
30	4,210	6,953	11,387	12,210	4,605	7,547	11,840	12,738		
31	4,277	7,096	11,586	12,434	4,686	7,715	12,059	12,987		
32	4,344	7,252	11,809	12,685	4,770	7,898	12,304	13,264		
33	4,409	7,412	12,050	12,952	4,853	8,088	12,570	13,561		
3										

月払保険料例 女性

●年金月額:10万円 ●年金支払保証期間:2年

非喫煙者健康体保険料率

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型			
	特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)なし		特定疾病収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)あり	
		障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり	障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり			
20	1,200	1,944	5,824	5,999	1,268	2,075	6,012	6,196
21	1,198	1,946	6,000	6,148	1,269	2,082	6,195	6,353
22	1,200	1,950	6,177	6,297	1,273	2,088	6,378	6,508
23	1,205	1,953	6,357	6,450	1,280	2,095	6,563	6,665
24	1,213	1,962	6,548	6,611	1,290	2,105	6,757	6,829
25	1,226	1,975	6,745	6,788	1,304	2,121	6,956	7,008
26	1,242	1,995	6,954	6,981	1,323	2,144	7,168	7,204
27	1,263	2,020	7,172	7,191	1,357	2,191	7,454	7,483
28	1,284	2,051	7,389	7,406	1,382	2,228	7,679	7,706
29	1,305	2,085	7,597	7,618	1,406	2,268	7,896	7,928
30	1,323	2,122	7,788	7,818	1,428	2,311	8,095	8,137
31	1,342	2,165	7,963	8,002	1,449	2,360	8,276	8,329
32	1,357	2,210	8,113	8,163	1,466	2,410	8,429	8,494
33	1,371	2,256	8,241	8,299	1,482	2,460	8,554	8,629
34	1,384	2,300	8,350	8,415	1,495	2,506	8,658	8,741
35	1,398	2,339	8,442	8,511	1,510	2,547	8,743	8,830
36	1,416	2,376	8,539	8,614	1,529	2,585	8,833	8,925
37	1,434	2,408	8,617	8,697	1,546	2,617	8,905	9,000
38	1,450	2,436	8,674	8,758	1,564	2,645	8,956	9,053
39	1,464	2,460	8,710	8,799	1,578	2,670	8,987	9,087
40	1,463	2,433	8,720	8,818	1,576	2,639	8,994	9,101
41	お取り扱いしていません。							
42	お取り扱いしていません。							
43	お取り扱いしていません。							
44	お取り扱いしていません。							
45	お取り扱いしていません。							
46	お取り扱いしていません。							
47	お取り扱いしていません。							
48	お取り扱いしていません。							
49	お取り扱いしていません。							
50	お取り扱いしていません。							

お取り扱いしていません。
(年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型			
	特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)なし		特定疾病収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)あり	
		障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり	障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり			
20	1,564	2,577	7,473	7,662	1,680	2,791	7,741	7,946
21	1,572	2,598	7,707	7,867	1,692	2,820	7,986	8,162
22	1,584	2,620	7,945	8,074	1,708	2,848	8,233	8,379
23	1,600	2,643	8,182	8,282	1,728	2,878	8,477	8,594
24	1,620	2,672	8,436	8,504	1,752	2,912	8,735	8,821
25	1,644	2,707	8,701	8,746	1,780	2,953	9,004	9,068
26	1,674	2,750	8,975	9,004	1,814	3,003	9,283	9,330
27	1,708	2,799	9,260	9,281	1,853	3,061	9,574	9,614
28	1,743	2,856	9,550	9,569	1,894	3,128	9,872	9,912
29	1,778	2,917	9,830	9,852	1,936	3,199	10,163	10,207
30	1,811	2,981	10,092	10,125	1,974	3,275	10,435	10,492
31	1,845	3,054	10,337	10,380	2,014	3,359	10,688	10,757
32	1,876	3,131	10,559	10,613	2,066	3,473	11,007	11,091
33	1,907	3,209	10,756	10,819	2,101	3,561	11,204	11,299
34	1,936	3,287	10,935	11,005	2,133	3,645	11,377	11,481
35	1,969	3,361	11,094	11,169	2,168	3,723	11,527	11,638
36	2,006	3,436	11,257	11,339	2,208	3,803	11,684	11,800
37	2,043	3,505	11,403	11,489	2,248	3,877	11,822	11,941
38	2,081	3,573	11,522	11,613	2,288	3,949	11,937	12,058
39	2,115	3,638	11,619	11,716	2,326	4,018	12,030	12,155
40	2,125	3,628	11,679	11,786	2,336	4,007	12,087	12,220
41	2,250	3,798	11,721	11,839	2,488	4,207	12,128	12,272
42	2,372	3,972	11,731	11,862	2,636	4,412	12,137	12,294
43	2,492	4,148	11,697	11,842	2,782	4,619	12,102	12,274
44	2,606	4,316	11,611	11,771	2,923	4,816	12,012	12,202
45	2,716	4,471	11,463	11,634	3,057	4,998	11,857	12,061
46	お取り扱いしていません。							
47	お取り扱いしていません。							
48	お取り扱いしていません。							
49	お取り扱いしていません。							
50	お取り扱いしていません。							
51	お取り扱いしていません。							
52	お取り扱いしていません。							
53	お取り扱いしていません。							
54	お取り扱いしていません。							
55	お取り扱いしていません。							

お取り扱いしていません。
(年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)

標準体保険料率

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型			
	特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)なし		特定疾病収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)あり	
		障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり	障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり			
20	2,444	2,854	8,082	8,264	2,643	3,136	8,505	8,700
21	2,423	2,847	8,230	8,389	2,624	3,134	8,664	8,836
22	2,409	2,847	8,361	8,492	2,612	3,137	8,799	8,943
23	2,402	2,857	8,479	8,582	2,604	3,146	8,912	9,030
24	2,403	2,874	8,588	8,664	2,604	3,161	9,012	9,103
25	2,413	2,899	8,692	8,748	2,611	3,184	9,103	9,173
26	2,431	2,936	8,795	8,838	2,627	3,218	9,191	9,249
27	2,454	2,981	8,898	8,936	2,670	3,289	9,364	9,416
28	2,479	3,029	8,999	9,036	2,695	3,338	9,458	9,510
29	2,501	3,077	9,109	9,148	2,719	3,389	9,567	9,620
30	2,517	3,119	9,229	9,268	2,738	3,435	9,691	9,744
31	2,529	3,159	9,372	9,406	2,753	3,481	9,838	9,887
32	2,532	3,193	9,532	9,579	2,759	3,522	10,002	10,068
33	2,527	3,222	9,700	9,763	2,756	3,556	10,170	10,253
34	2,517	3,246	9,866	9,923	2,746	3,583	10,333	10,411
35	2,501	3,269	10,016	10,086	2,729	3,608	10,477	10,570
36	2,486	3,298	10,159	10,245	2,713	3,639	10,613	10,723
37	2,468	3,327	10,256	10,357	2,693	3,669	10,702	10,825
38	2,448	3,359	10,298	10,408	2,671	3,700	10,735	10,865
39	2,424	3,393	10,276	10,399	2,643	3,732	10,704	10,843
40	2,426	3,456	10,188	10,324	2,643	3,794	10,606	10,756
41	お取り扱いしていません。							
42	お取り扱いしていません。							
43	お取り扱いしていません。							
44	お取り扱いしていません。							
45	お取り扱いしていません。							
46	お取り扱いしていません。							
47	お取り扱いしていません。							
48	お取り扱いしていません。							
49	お取り扱いしていません。							
50	お取り扱いしていません。							

お取り扱いしていません。
(年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)

契約年齢(歳)	特定疾病保険料払込免除特約(2018)なし				特定疾病保険料払込免除特約(2018)あり・Ⅲ型			
	特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)なし		特定疾病収入保障特則(2018)あり		特則なし	特定疾病収入保障特則(2018)あり	
		障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり	障害収入保障特則あり	高度障害収入保障特則あり			
20	3,048	3,744	10,150	10,347	3,348	4,186	10,736	10,954
21	3,039	3,761	10,363	10,535	3,346	4,214	10,964	11,158
22	3,039	3,787	10,559	10,700	3,350	4,246	11,167	11,332
23	3,046	3,823	10,738	10,849	3,358	4,286	11,342	11,478
24	3,062	3,869	10,913	10,995	3,375	4,333	11,505	11,614
25	3,089	3,925	11,087	11,146	3,400	4,388	11,663	11,750
26	3,124	3,993	11,256	11,303	3,434	4,455	11,814	11,890
27	3,166	4,073	11,429	11,470	3,476	4,536	11,973	12,042
28	3,209	4,156	11,604	11,644	3,522	4,623	12,140	12,209
29	3,250	4,240	11,789	11,831	3,568	4,714	12,325	12,396
30	3,285	4,319	11,988	12,030	3,610	4,803	12,529	12,600
31	3,317	4,400	12,211	12,248	3,649	4,897	12,760	12,828
32	3,340	4,475	12,456	12,508	3,709	5,027	13,125	13,213
33	3,355	4,546	12,711	12,780	3,730	5,111	13,383	13,491
34	3,365	4,615	12,966	13,028	3,744	5,189	13,635	13,740
35	3,370	4,683	13,201	13,277	3,752	5,267	13,865	13,988
36	3,378	4,761	13,428	13,523	3,763	5,354	14,085	14,228
37	3,383	4,843	13,607	13,718	3,769	5,443	14,257	14,414
38	3,387	4,929	13,725	13,846	3,774	5,534	14,366	14,530
39	3,387	5,021	13,774	13,909	3,774	5,629	14,406	14,581
40	3,433	5,154	13,753	13,902	3,822	5,767	14,375	14,563
41	3,530	5,357	13,659	13,825	3,942	5,998	14,272	14,475
42	3,629	5,564	13,502	13,682	4,061	6,230	14,104	14,322
43	3,738	5,771	13,290	13,480	4,191	6,461	13,879	14,110
44	3,858	5,965	13,040	13,238	4,333	6,679	13,616	13,856
45	3,994	6,139	12,765	12,967	4,490	6,873	13,326	13,572
46	お取り扱いしていません。							
47	お取り扱いしていません。							
48	お取り扱いしていません。							
49	お取り扱いしていません。							
50	お取り扱いしていません。							
51	お取り扱いしていません。							
52	お取り扱いしていません。							
53	お取り扱いしていません。							
54	お取り扱いしていません。							
55	お取り扱いしていません。							

お取り扱いしていません。
(年金支払保証期間5年の場合は、お取り扱いしております。)

●契約日が2018年9月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。●保険料は被保険者の契約日における満年齢により決まります。●記載以外の保障内容の保険料については、代理店の募集人またはネオファースト生命へご確認ください。●ご契約のお引き受けの条件および保険料に関する内容等については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。●赤枠囲み箇所は、保険料払込経路がクレジットカードによる払込みの場合、もしくは、保険料払込方法が年払の場合取り扱いします。●保険料率の詳細についてはP.11~P.12をご確認ください。(単位:円)

しくみと特長
障害状態への備え
三大疾病への備え
年金受取の注意点・保険料払込免除
適用する保険料率(健康体割引特約について)
年金のお受け取り
税務の取り扱い
Q & A
月払保険料例

お申し込みにあたって必ずご確認ください事項

無解約返戻金型収入保障保険について

- ・収入保障年金はたとえば以下の場合、お支払いできません。
 - ・責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺
 - ・保険契約者または収入保障年金受取人の故意
 - ・戦争その他の変乱
- ・契約者配当金はありません。
- ・解約返戻金はありません。
- ・契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ・ネオファースト生命が保険料を立て替えしご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ・ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- ・**特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。**
- ・年金支払保証期間の変更の取り扱いはありません。
- ・**収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。**

高度障害収入保障特則について

- ・高度障害収入保障特則を適用しない場合、高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
- ・収入保障年金・高度障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、高度障害収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、高度障害収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- ・高度障害収入保障年金は年金支払開始後に状態が改善しても、保険期間満了までお支払いします。
- ・高度障害収入保障年金の年金月額および年金支払保証期間は収入保障年金と同じです。
- ・高度障害収入保障特則を適用する場合は、障害収入保障特則を適用することはできません。

障害収入保障特則について

- ・責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に、1級～3級までの身体障害者手帳が交付された場合、障害収入保障年金をお支払いします。身体障害者福祉法における1級～3級までの障害に該当しただけではお支払いの対象にはなりません。
- ・精神保健福祉法にもとづき定められた精神障害者保健福祉手帳が交付された場合は、お支払いの対象になりません。
- ・障害収入保障年金は年金支払開始後に状態が改善しても、保険期間満了までお支払いします。
- ・障害収入保障特則を適用する場合、高度障害収入保障特則を適用することはできません。

- ・収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。
- ・障害収入保障年金の年金月額および年金支払保証期間は収入保障年金と同じです。

特定疾病収入保障特則(2018)について

- ・急性心筋梗塞・脳卒中については、発病しただけでは特定疾病収入保障年金のお支払いの対象になりません。
- ・特定疾病収入保障特則(2018)を適用する場合、特定疾病保険料払込免除特約(2018)I型は付加できません。
- ・収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金は、重複してはお支払いしません。また、特定疾病収入保障年金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。
- ・特定疾病収入保障年金の年金月額および年金支払保証期間は収入保障年金と同じです。

特定疾病保険料払込免除特約(2018)について

- ・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)については、発病しただけでは保険料払込の免除事由には該当しません。
- ・保険料の払込みが免除された場合、年金月額の減額などの所定のご契約内容変更の取り扱いはありません。

リビング・ニーズ特約(2018)について

- ・お支払いする金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日からその日を含めて6か月後の月単位の応当日における収入保障年金の現価相当額の範囲内で、請求時に指定した金額から、6か月間の指定金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額です。ただし、被保険者お一人につき、他の契約と通算して3,000万円を限度とします。
- ・リビング・ニーズ保険金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、年金の請求を受け、その年金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、主契約は消滅または減額されたものとします。リビング・ニーズ保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の年金月額が5万円に満たないときは、年金の現価相当額を一時に支払います。

健康体割引特約について

- ・健康体割引特約における「健康体」とは、この商品におけるネオファースト生命の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- ・本商品において健康体割引特約を付加しない場合の保険料率のことを「標準体保険料率」といいます。

年金のお支払いについて

- ・収入保障年金・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金のお受け取り方法は、毎月お受け取りいただく方法や全額を一時にお受け取りいただく方法、これらを組み合わせる方法をご選択いただくことができます。年金の未支払分の現価の全部を一時に支払った場合、ご契約は消滅します。また、年金の未支払分の現価の一部を一時に支払った場合、将来の年金月額を減額します(減額後の年金月額が5万円を下回るときには、お取り扱いできません)。
- ・収入保障年金の支払期間中に収入保障年金受取人が死亡された場合、年金の未支払分の現価を受取人の法定相続人に一時にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ・高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金の支払期間中に被保険者が死亡したときは、高度障害収入保障年金・障害収入保障年金・特定疾病収入保障年金の未支払分の現価を受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、ご契約は消滅します(収入保障年金のお支払いはありません)。

保障の開始について …以下の特約・特則は、主契約の責任開始日以後、保障されない期間があります。

- 「特定疾病収入保障特則(2018)」
責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合、特定疾病収入保障年金をお支払いしません。この場合、90日経過後にがんが診断確定された場合でも、90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金をお支払いしません。
- 「特定疾病保険料払込免除特約(2018)」
主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(Ⅱ型・Ⅲ型の場合は上皮内がんを含む)と診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。

